

**「速旅 アコーディア・ゴルフ利用券付ドライブプラン  
【三重版】」に係る速旅商品券類付ドライブプラン  
共通規約別表**

「速旅 アコーディア・ゴルフ利用券付ドライブプラン【三重版】」のご利用においては、速旅商品券類付ドライブプラン共通規約とともに、以下の別表 1 から別表 12 までが適用されます。

**別表 1：商品券類の内容**

名称	アコーディア・ゴルフ ゴルフ場利用券
額面	4,000 円分
販売価格	4,000 円分
券構成	4,000 円券×1 枚
発行者	株式会社アコーディア・ゴルフ
有効期限	引換当日限り有効
使用方法	別表 5 の引換窓口においてゴルフ場利用券を発行（※） ゴルフ場利用券は、ゴルフプレー代金のうち 4,000 円分のお支払いにご利用いただけますので、現地で差額分を追加でお支払いください。

※別表 2 の利用対象ゴルフ場から 1 か所をお選びいただき、本プランお申込み前に、各ゴルフ場へ直接のお電話もしくは各ゴルフ場の公式ホームページから、プレーのご予約をお願いいたします。他社予約サイトからのご予約は利用不可となります。

**別表 2 商品券類利用可能施設**

対象ゴルフ場	特典	特典対象者
名松・ゴルフクラブ	速旅申込者に ACCORDIA GOLF ポイント 300 ポイントをプレ ゼント（※）	申込者のみ
双鈴ゴルフクラブ 関コース		
フォレスト芸濃ゴルフクラブ		
霞ゴルフクラブ		
エクセレントゴルフクラブ 伊勢大鷲コース		
エクセレントゴルフクラブ 一志温泉コース		

※ACCORDIA GOLF のポイントカードをお持ちの方（当日発行可能・無料）に限ります。

※申込者氏名と当日施設利用者、ポイントカード氏名が一致している方に限ります。

※ポイントカードで当日にチェックインされた方に限ります。

※ポイントは施設利用の翌月末までにプレゼントいたします。

**別表 3：本プランの利用可能期間**

利用可能期間	2022 年 5 月 9 日（月）～2023 年 4 月 28 日（金）
--------	--------------------------------------

**別表 4：本プランの申込期限**

申込期限	本プランの利用開始日の前日まで
------	-----------------

**別表 5：商品券の引換場所**

施設名称	住所	引換対応時間
名松・ゴルフクラブ	三重県津市	営業時間内（※）
双鈴ゴルフクラブ 関コース	三重県亀山市	
フォレスト芸濃ゴルフクラブ	三重県津市	
霞ゴルフクラブ	三重県津市	
エクセレントゴルフクラブ 伊勢 大鷲コース	三重県津市	
エクセレントゴルフクラブ 一志 温泉コース	三重県津市	

※施設利用日の営業時間は、ゴルフ場に直接ご確認ください。

**別表 6：商品券の引換方法**

申込確認書の媒体	商品券の引換方法
インターネットに接続可能なスマートフォン又はタブレット端末の画面	別表 5 に記載の引換場所において左記媒体による申込確認書を提示し係員の指示に従い左記媒体において引換番号を入力し画面認証を行います。 申込確認書の提示のみでは商品券を引換することができません。 左記媒体の紛失、故障、電池切れ又は通信不能等による場合でも、申込確認書の確認及び画面認証が行えない場合は、商品券を引換することができません。

別表 7：発着付き周遊エリア内乗り放題コースの料金及び利用日（金額は本プラン利用 1 回あたりの料金）

プラン名	発着 エリア 番号	周遊 エリア 記号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用可能期 間	ゴルフ場利用券 引換日 (※1)

※1 速旅商品券類付ドライブプラン共通規約第 16 条第 3 項に記載の場合を除く

別表 8：周遊エリア内乗り放題コースの料金及び利用日（金額は本プラン利用 1 回あたりの料金）

プラン名	周遊 エリア 記号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用可能期 間	ゴルフ場利用券 引換日 (※1)
ゴルフ場利用券 (4,000 円分) 発着なし 三重県中部周遊	A	<b>6,800 円</b> (内訳) [高速定額利用] 2,800 円 [利用券] 4,000 円	<b>6,200 円</b> (内訳) [高速定額利用] 2,200 円 [利用券] 4,000 円	お客さまが 指定する 利用開始日 から 連続する 最大 1 日間	左記の 高速定額 利用可能期間 のうち 1 日
		<b>7,300 円</b> (内訳) [高速定額利用] 3,300 円 [利用券] 4,000 円	<b>6,600 円</b> (内訳) [高速定額利用] 2,600 円 [利用券] 4,000 円	お客さまが 指定する 利用開始日 から 連続する 最大 2 日間	左記の 高速定額 利用可能期間 のうち 1 日

※1 速旅商品券類付ドライブプラン共通規約第 16 条第 3 項に記載の場合を除く

**別表 9 : 高速定額利用（発着エリア）**

番号	対象路線	対象インターチェンジ

**別表 10 : 高速定額利用（周遊エリア）**

記号	区間
A	東名阪自動車道 伊勢自動車道 伊勢湾岸自動車道 新名神高速道路 東海環状自動車道 名古屋第二環状自動車道

**別表 11 : 商品券を利用しなかった場合の代替商品の発送に関する事項**

代替商品の内容	配送費用の負担	申し出の有効期間	代替商品の利用有効期間	商品券発行者が指定する発送者
別表 1 に定める商品券	申込者負担	施設利用日から 90 日以内	発行日から 90 日経過した後の月末とする	商品券発行者

**別表 12 : 申込者の個人情報を提供する先として指定する者**

指定者	別表 2 に定める商品券類利用可能施設
-----	---------------------